

「3 所得から差し引かれる金額」欄（表面）

下表及びP.3の記入例を参考に、令和6年中の各種控除に関する支払金額など必要事項をご記入ください。

雑損控除		災害や盗難などで住宅や家財に損害を受けた場合や、災害に関連してやむを得ない支出をした場合 (被害の証明書、損失額の明細書原本が必要)
	控除額	次のいずれか多い方の金額 ①(損害額－保険金等による補てん額)－総所得金額等の1 / 10 ②災害関連支出の金額－5万円
医療費控除		納税者本人や生計を一にする親族の医療費を支払った場合 (「医療費控除の明細書」又は「医療費通知」が必要 ※令和3年度より領収書不可。P.6「住民税の申告に必要なもの」参照) ※通常の医療費控除と医療費控除の特例(セルフメディケーション)のいずれか一方が適用されます。 特例を選択する場合には「特例」欄のチェックボックスにチェック☑してください。
	控除額	通常 (支払った医療費－保険金等による補てん額)－{所得金額合計の5% (10万円を限度)} 限度額200万円 特例 (支払った特定一般用医薬品等の購入費－保険金等による補てん額)－12,000円 限度額88,000円 ※詳細は、添付書類台紙裏面を参照してください。
社会保険料控除		国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料、雇用保険料などの社会保険料を支払った場合 (国民年金保険料は支払額の証明書原本が必要)
	控除額	支払った保険料などの全額
小規模企業共済等掛金控除		小規模企業共済や確定拠出年金、心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合 (証明書原本が必要)
	控除額	支払った掛金などの全額
生命保険料控除		一般生命保険料、個人年金保険料や介護医療保険料を支払った場合 (証明書原本が必要。ただし、旧契約(P.7表4参照)の一般生命保険料の金額が9千円以下の場合は不要)
	控除額	P.7表3・4「「新契約」・「旧契約」に係る生命保険料控除の計算式」により計算した額
地震保険料控除		地震保険契約や、旧長期損害保険契約の保険料を支払った場合 (控除証明書原本が必要)
	控除額	P.7表5「地震保険料控除の計算式」により計算した額
配偶者控除		納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合
	控除額	P.7表6「配偶者控除・扶養控除」の控除額
配偶者特別控除		納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合
	控除額	P.8表7「配偶者特別控除」の控除額
同一生計配偶者		納税者本人と生計を一にする、合計所得金額が48万円以下の配偶者。該当する場合は配偶者欄に必要事項をご記入ください。なお、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用はできませんが、配偶者が障害者に該当する場合は障害者控除のみ適用ができます。
扶養親族 (配偶者以外)		納税者本人と生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の方。扶養親族が16歳以上の場合、控除対象となります。16歳未満(年少扶養)の場合、控除対象外ですが、住民税の非課税判定や児童関連手当の資格審査等に必要となるため、必要事項をご記入のうえ「年少(チェック)」にチェック☑してください。
	控除額	P.7表6「配偶者控除・扶養控除」の控除額
寡婦控除 ひとり親控除		寡婦(配偶者と死別・離別された後婚姻されていない方、配偶者の生死が不明な方)やひとり親(婚姻歴にかかわらずひとり親で生計を一にする子がいる方)に該当する場合 ※P.8表8「寡婦控除・ひとり親控除の判定要件」を確認のうえ、寡婦またはひとり親いずれか1つを選択してください。
	控除額	寡婦26万円【ひとり親30万円】
障害者控除		納税者本人または扶養する親族(16歳未満、同一生計配偶者を含む)が障害者である場合 ※「特別・その他」の種別を選択してください。また、手帳等の種類を選択し、その等級(度)をご記入ください。 ・特別障害者…身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級などの方 ・手帳等の種類…「身」:身体障害者手帳、「精」:精神保健福祉手帳、「知」:愛の手帳、「他」:左記以外 ※障害者手帳をお持ちでない方も、障害者控除対象者認定書の交付を受けていれば対象になります。 (認定書原本が必要) (対象者の方が世田谷区にお住まいの場合は、各総合支所保健福祉課にお問い合わせください。)
	控除額	26万円【特別障害者30万円、同居特別障害者(特別障害者に該当する方と同居している場合)53万円】
勤労学生控除		納税者本人が学生などで給与所得等があり、合計所得金額75万円以下で、そのうち勤労によらない所得金額(不動産所得など)が10万円以下の場合 (大学等学校教育法に規定する学校は在学証明書原本または学生証のコピーが必要。専修学校または各種学校等は在学証明書原本が必要)
	控除額	26万円
基礎控除		合計所得金額に応じて求められる控除
	控除額	P.8表9「基礎控除」の控除額

※配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養親族は、同じ人について2人以上の方が重複して申告することはできません。

「4 寄附金に関する事項」欄

令和6年中に下記(1)～(4)のいずれかに寄附をした場合、寄附金税額控除の適用を受けることができます。

(受領証原本が必要。ただし、ふるさと納税の場合は寄附金控除に関する証明書でも可。)

- (1)都道府県・区市町村に対する寄附金〔ふるさと納税(特例控除対象)、災害義援金〕
- (2)住所地の共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金、都道府県・区市町村に対する寄附金(特例控除対象以外)
- (3)東京都が条例で指定する団体に対する寄附金
- (4)世田谷区が条例で指定する団体に対する寄附金

※詳しくは世田谷区ホームページ <https://www.city.setagaya.lg.jp/> をご覧ください。 世田谷区 寄附金控除 

※確定申告や住民税申告をされる方は、寄附金税額控除に係る申告特例申請(ワンストップ特例申請)が適用されませんので、改めて寄附金税額控除も申告してください。